

—新カリキュラム対応—



# 介護実習指導の内容とポイント

介護福祉士養成課程のカリキュラム改正により  
介護実習指導の内容やポイントが変わります

介護福祉士実習指導者講習は受講してはいるものの

- 介護福祉士養成課程のカリキュラム改正が行われたことを知らない
- 介護実習に3つの「教育に含むべき事項」が示されたことを知らない

上記のいずれかに  が入った方は、

新カリキュラムに対応した実習指導について  
アップデートし、適切な実習指導を行いましょ！



令和元年度に、日本介護福祉士会が都道府県の介護福祉士会と協力して全国的に実施した「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」で使用したスライド資料を共有させていただきます。ぜひご活用ください。

※都道府県介護福祉士会では、令和2年度から、新カリキュラムに対応したテキストを使用した介護実習指導者講習会を開催します。

※新カリキュラムに対応した実習指導方法を学ぶ研修を実施する介護福祉士会もございますので、ご関心のある方は、お近くの介護福祉士会にお問い合わせください。

## Q 新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」とは？

A 新カリキュラムでは、「介護実習」に①介護過程の実践的展開、②多職種協働の実践、③地域における生活支援の実践3つの「教育に含むべき事項」が示されました。「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」では、これらを踏まえた介護実習における指導のあり方を学びます。



### 【介護実習の教育内容】

教育に含むべき事項	留意点	想定される教育内容の例
介護過程の実践的展開	介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた介護過程の展開
多職種協働の実践	多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた多職種連携の実践
地域における生活支援の実践	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。	1) 対象者の生活と地域との関わり 2) 地域拠点としての施設・事業所の役割

## Q 新しい教育内容に対応した実習は、いつからやらなくてはいけないのですか？

A 新カリキュラムは、2019年4月より大学等の4年課程から順次導入され、短大や専門学校などの2年課程は2021年度より導入されます。介護実習については、2021年度を待たずに「新しい介護実習」を取り入れることが期待されています。



## Q 介護実習指導者は、介護実習指導者講習を受けなおさないといけないのですか？

A 制度上、受けなおす必要はありませんが、新カリキュラムでは介護実習に新しい内容が追加されており、適切な指導をするためには、その内容の理解は欠かせません。介護実習指導者の皆さんには、都道府県介護福祉士会が企画する「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」を積極的に受講されることが期待されています。



## Q 実習指導者以外のスタッフは、新しい教育内容に対応した介護実習にどのように取り組めばよいのでしょうか？

A 日本介護福祉士会では、実習指導者及びスタッフ、養成校の教員向けに、新しい教育内容に対応した「実習指導のためガイドライン」を作成しました。日本介護福祉士会のホームページで公開していますので、ダウンロードするなどしてご利用ください。



## 目 次

1	介護福祉士養成課程見直しの全体像	2
2	介護実習を受け入れる体制づくり	13
3-1	介護過程の実践的展開	15
3-2	多職種協働の実践	20
3-3	地域における生活支援の実践	23

### 研修の目的

- 介護福祉士に求められる役割が整理され、併せて、この役割を担うことができる介護福祉士を養成するためのカリキュラムが見直されました。
- 今後、新たなカリキュラムに対応した介護実習を適切に展開していくことが求められます。
- このような要請を踏まえ、この研修では新たなカリキュラムで学んだ実習生を円滑に受け入れる、また、介護実習をより効果的に展開できるようにすることを目的に実施するものです。

1

# 介護福祉士養成課程 見直しの全体像

1

## 介護福祉士養成課程見直しの全体像で 使用するスライドについて

### ■出典

厚生労働省『「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について』（第13回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 平成30年2月15日）

※赤枠については日本介護福祉士会による追加部分

### ※上記出典とは別に入れたスライドについては以下のとおり

- ・ 入門的研修の創設（厚生労働省、平成30年3月の資料をもとに日本介護福祉士会で作成）
- ・ 入門的研修と各種研修等との関係（厚生労働省、平成30年3月）
- ・ 参考：介護福祉士養成教育の基本的体系（日本介護福祉士会作成）

2

## 介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（概要）

### 現状・課題

平成29年10月4日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- 介護職の業務実施状況を見ると、介護福祉士とそれ以外の者で**明確に業務分担がされていない**。
- 管理者の認識では、**認知症の周辺症状のある利用者やターミナルケアが必要な利用者などへの対応、介護過程の展開におけるアセスメントや介護計画の作成・見直しなどの業務**は介護福祉士が専門性をもって取り組むべきという認識が高い。
- また、介護職のリーダーについて、**介護職の統合力や人材育成力などの能力**が求められているものの、**十分に発揮できていない**と感じている管理者が多い。一方で、介護職の指導・育成や介護過程の展開等を重視している事業所では、リーダーの役割等を明確にし、キャリアパスへ反映するなどの取組を行っている。
- 介護分野への参入にあたって不安に感じていたことには、「非常時等への対応」、「介護保険制度等の理解」、「ケアの適切性」といったことが挙げられている。

業務内容に応じた各人材層の役割・機能に着目するのではなく、利用者の多様なニーズに対応できるよう、介護職のグループによるケアを推進していく上で、介護人材に求められる機能や必要な能力等を明確にし、介護分野に参入した人材が意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、各人材が期待される役割を担っていけるようにすべき。

3

## 介護人材に求められる機能の明確化と キャリアパスの実現に向けて（概要）

### 実現に向けた具体的な対応

#### 介護職のグループにおけるリーダーの育成

- 介護職がグループで提供する介護サービスの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリア（5年程度の実務経験）を積んだ介護福祉士を介護職のグループにおけるリーダーとして育成。

#### 介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入

- 介護未経験者の介護分野への参入きっかけを作るとともに、非常時の対応などの参入にあたって感じている不安を払拭し、多様な人材の参入を促進するため、入門的研修を導入。

#### 介護福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

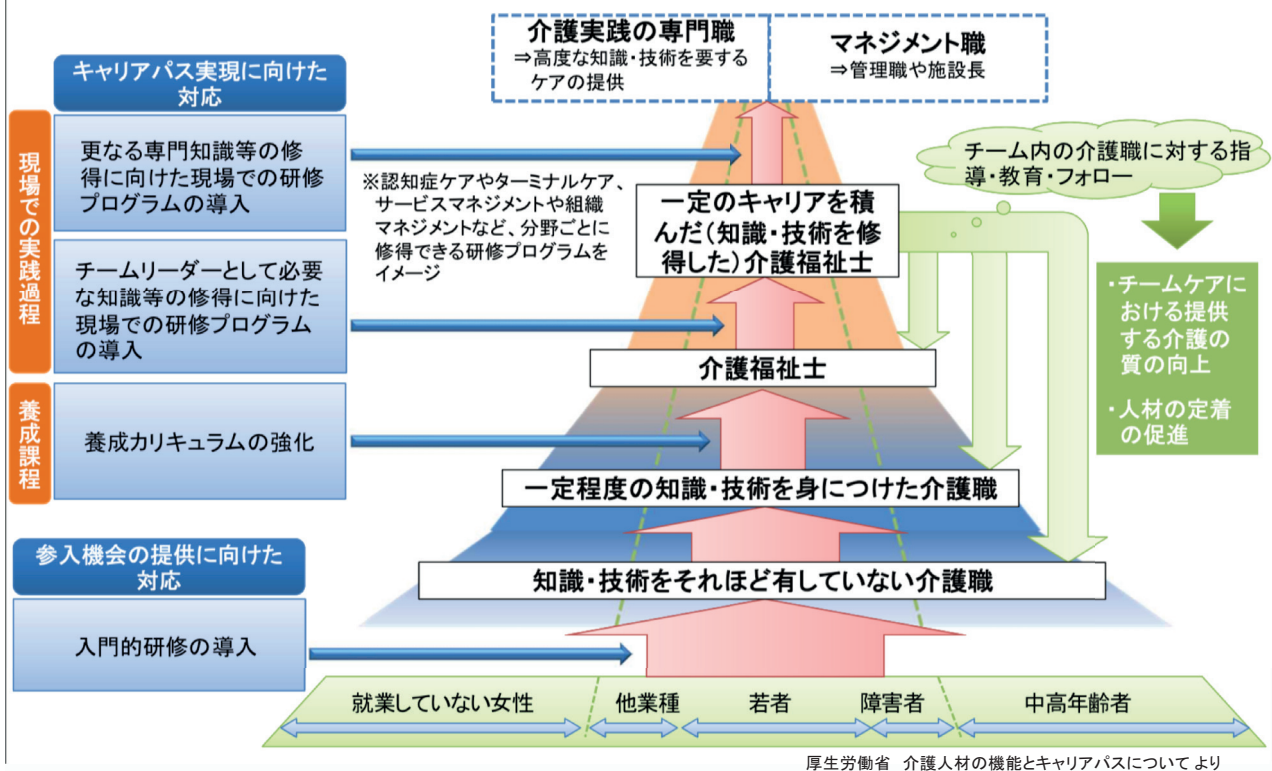
- 介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加などに伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化等に対応できる介護福祉士を養成する必要。

#### 介護福祉士等による医療的ケアの実態の把握

- 医療との役割分担について、「医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」の提案も踏まえ、利用者への喀痰吸引及び経管栄養の実施状況や研修体制の整備状況などの実態を調査。

4

# 介護人材のキャリアパス全体像（イメージ）



5

## 入門的研修の創設（平成30年3月）

### 「入門的研修内容及び研修時間数」

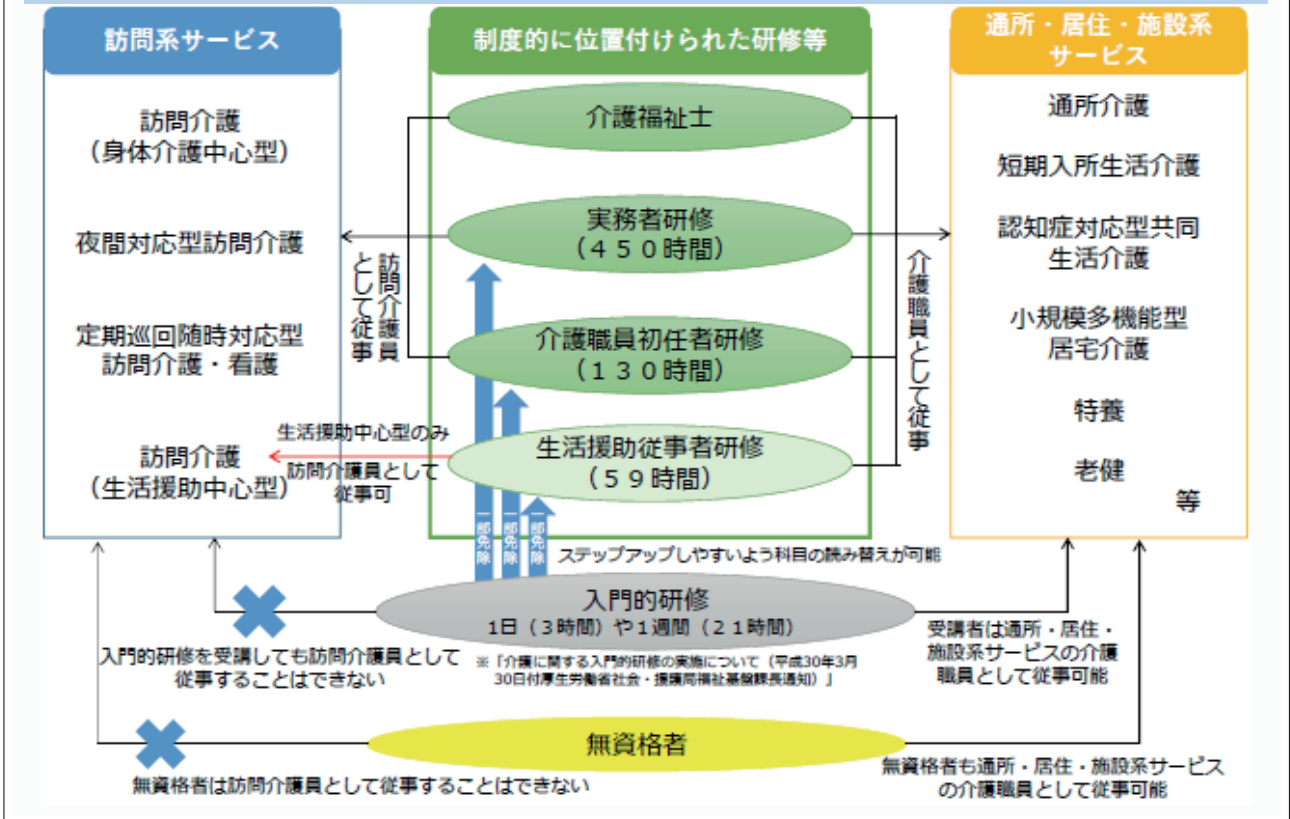
	研修科目	研修時間数	研修内容
基礎研修	介護に関する基礎知識	1.5時間	介護保険制度の概要等
	介護の基本	1.5時間	介護における安全・安楽な体の動かし方等
入門講座	基本的な介護の方法	10時間	介護職の役割や介護の専門性・生活支援技術の基本等
	認知症の理解	4時間	認知症の中核症状とBPSD等
	障害の理解	2時間	障害の概念や障害者福祉の理念等
	介護における安全確保	2時間	介護の現場における事故やリスク等
合計時間数		21時間	

この他：生活援助従事者研修（59時間）等が実施されている

6



## 入門的研修と各種研修等との関係



7

## 求められる介護福祉士像

< 平成19年度カリキュラム改正時 >

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

社会状況や  
人々の意識の  
移り変わり、  
制度改正等

< 今回の改正で目指すべき像 >

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL(生活の質)の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う

高い倫理性の保持

8

## 介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要）

### 見直しの背景

- 平成29年10月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する必要があることから、各分野の有識者、教育者及び実践者による「検討チーム」を設置。

（「報告書」の養成課程の教育内容の見直しに係る部分について、事務局要約）

介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成する必要

- ・専門職としての役割を発揮していくためのリーダーシップやフォローシップについて学習内容を充実させる
- ・本人が望む生活を地域で支えることができるケアの実践力向上のために必要な学習内容を充実させる
- ・介護過程におけるアセスメント能力や実践力を向上させる
- ・本人の意思（思い）や地域との繋がりに着目した認知症ケアに対応した学習内容を充実させる
- ・多職種協働によるチームケアを実践するための能力を向上させる

### 見直しの観点

- 「報告書」を踏まえ、現行の介護福祉士の養成・教育の内容や方法を整理し、下記の観点から教育内容の見直しを行った。
  - ① チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
  - ② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
  - ③ 介護過程の実践力の向上
  - ④ 認知症ケアの実践力の向上
  - ⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

### 教育内容の見直しのスケジュール

- 2018（平成30）年度から周知を行う。2019（平成31）年度より順次導入を想定。

9

## 介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要）

### 見直しの観点

- ① チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
- ② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
- ③ 介護過程の実践力の向上
- ④ 認知症ケアの実践力の向上
- ⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

10



## 介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要）

### 教育内容の見直しのスケジュール

- 平成30（2018）年度から周知を行う。
- 令和元（2019）年度より順次導入を想定。

	平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年 2022
4年課程 大学等	周知徹底	スタート	→	→	令和4年 国家試験
3年課程 高校等			スタート	→	
2年課程 短大・専門学校等				スタート	

11

参考：介護福祉士養成教育の基本的体系

### ・「人間と社会」

その基盤となる教養や倫理的態度の  
涵養に資する

### ・「介護」

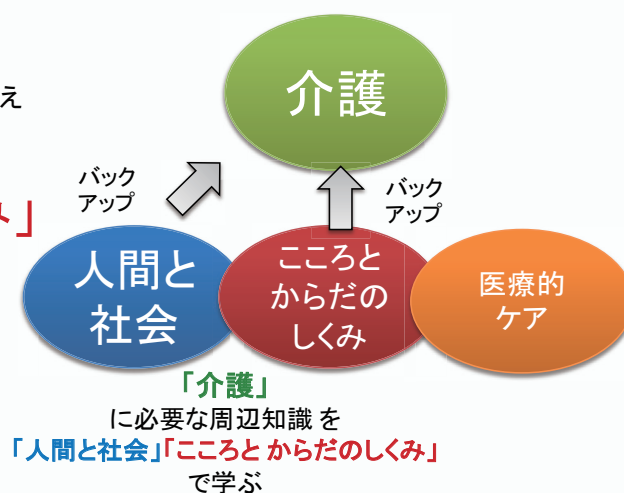
「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ  
生活を支える知識と技術

### ・「こころとからだのしくみ」

多職種協働や適切な介護の提供に  
必要な根拠

### ・「医療的ケア」

「その人らしい生活」を支えるために  
必要な介護福祉士としての  
専門的技術・知識を「介護」で学ぶ



12

## 介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（主な事項）

- 「報告書」に示された、今後求められる介護福祉士像に即し、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(以下「指針」という。)」に示されている各領域の【目的】、教育内容の【ねらい】を体系的に整理。
- 領域間で関連・重複する教育の内容の整理を含め、【教育に含むべき事項】の主旨を明確にするため、指針に【留意点】を追加。

### ① チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充

領域：人間と社会

介護職のグループの中での中核的な役割やリーダーの下で専門職としての役割を発揮することが求められていることから、リーダーシップや フォロワーシップを含めた、チームマネジメントに関する教育内容の拡充を図る。

※人間と社会に関する選択科目に配置されていた「組織体のあり方、対人関係のあり方(リーダーとなった場合の)人材育成のあり方についての学習」を整理

- 「人間関係とコミュニケーション」の教育に含むべき事項に、**チームマネジメントを追加**  
(30時間→60時間)

⇒ 介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用などの人材管理、それらに必要なリーダーシップ・フォロワーシップなど、チーム運営の基本を理解する内容

(参考 コミュニケーションに関する教育の内容を、各領域の目的に沿って整理)

- 「人間関係とコミュニケーション(領域：人間と社会)」：人間関係の形成やチームで働くための能力の基盤となるコミュニケーション
- 「コミュニケーション技術(領域：介護)」：介護の対象者との支援関係の構築や情報の共有化等、介護実践に必要なコミュニケーション

13

## 介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（主な事項）

### ② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上

領域：人間と社会

領域：介護

対象者の生活を地域で支えるために、多様なサービスに対応する力が求められていることから、各領域の特性に合わせて地域に関連する教育内容の充実を図る。

- 「社会の理解」の教育に含むべき事項に、**地域共生社会を追加**  
⇒ 地域共生社会の考え方と地域包括ケアシステムのしくみを理解し、その実現のための制度や施策を学ぶ内容
- 「介護実習」の教育に含むべき事項に、**地域における生活支援の実践を追加**  
⇒ 対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容

注)「⇒」は、指針に示されるカリキュラムに反映する具体的な内容

14